○国土交通省令第八十九号

気象業務法及び水防法の一部を改正する法律（令和五年法律第三十七号）及び気象業務法施行令の一部を改正する政令（令和五年政令第二百九十九号）の施行に伴い、並びに気象業務法（昭和二十七年法律第百六十五号）第四条、第九条第二項、第十八条第一項第五号及び第六号イ、第十九条の三並びに第四十三条の五の規定に基づき、気象業務法施行規則及び気象測器検定規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年十一月三十日

国土交通大臣　斉藤　鉄夫

気象業務法施行規則及び気象測器検定規則の一部を改正する省令

（気象業務法施行規則の一部改正）

第一条　気象業務法施行規則（昭和二十七年運輸省令第百一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
目次	目次
第一章　（略）	第一章　（略）
第二章　観測（第一条の二―第七条の二）	第二章　観測（第一条の二―第七条）
第三章～第七章　（略）	第三章～第七章　（略）
第八章　雑則（第四十九条の二―第五十三条）	第八章　雑則（第五十条―第五十三条）
附則	附則
（気象庁の行う観測の方法）	（気象庁の行う観測の方法）
第一条の二　法第四条の国土交通省令で定める方法は、次の表の上欄に掲げる種目ごとに、同表の下欄に掲げる方法とする。	**第一条の二**　法第四条の国土交通省令で定める方法は、次の表の上欄に掲げる種目ごとに、同表の下欄に掲げる方法とする。
一　気象	一　気象
イ～ル　（略）	イ～ル　（略）
ヲ　（略）	オ　（略）
ワ・カ　（略）	ワ・カ　（略）
ヨ　降水粒子の分布及び状態	ヨ　降水現象
（削る）	タ　凝結及び凍結現象
タ　（略）	レ　（略）
レ　大気の微量成分	ソ　大気の微量成分
（削る）	(1)　大気放射能
(1)～(9)　（略）	(2)～(10)　（略）
（削る）	ツ　降水の化学成分
（削る）	ネ　降下じんの化学成分
ソ　その他の現象	ナ　その他の現象
二　地象	二　地象
イ　地震	イ　地震
(1)～(6)　（略）	(1)～(6)　（略）
(7)　その他の現象	(7)　震動の性質
（削る）	(8)　地鳴
（略）	（略）
気象庁長官の定める手段による。	気象庁長官の定める手段による。
（略）	（略）
（略）	（略）
（略）	レーダー若しくは感雨器を用い、又は目視による。
（略）	（略）
（略）	（略）
気象庁長官の定める手段による。	気象庁長官の定める手段による。
（略）	目視による。
（略）	（略）
気象庁長官の定める手段による。	気象庁長官の定める手段による。
（略）	化学分析による。
（略）	化学分析による。
気象庁長官の定める手段による。	目視による。
（略）	（略）
気象庁長官の定める手段による。	体感による。
気象庁長官の定める手段による。	聴音による。